

# 公募公告

下記のとおり公告します。

記

## 1. 公募を行う事項

- (1) 対象 国家公務員宿舎田原住宅敷地の一部  
所在地 大分市大字田原1026のうち  
区分 土地  
数量 288㎡(18m×16m)
- (2) 用途 駐車場
- (3) 使用形態 国有財産法第18条第6項に基づく使用許可
- (4) 使用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 使用料 財政法第9条第1項により有償
- (6) 使用条件 国有財産使用許可書、公募に関する説明書のとおり

## 2. 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人等(個人、法人または団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 租税滞納がないこと。
- (9) 申込み時から過去5年以内に事業者及び事業者の役員が法令違反により刑事罰を受ける等の社会的信用失墜行為がないこと。
- (10) 公募に関する説明書の交付を受けた者であること。

## 3. 公募に関する説明書の交付

- (1) 交付期間 令和8年2月24日から令和8年3月12日まで(ただし土曜日・日曜日・祝日を除く)
- (2) 交付時間 8時30分から17時00分まで(ただし12時00分から13時00分を除く)  
なお、最終日の交付は、12時00分まで
- (3) 交付場所 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎3階  
九州財務局大分財務事務所管財課

## 4. 見積書の受付

- (1) 受付期間 令和8年2月24日から令和8年3月12日まで(ただし土曜日・日曜日・祝日を除く)  
※「紙」により提出する。提出方法は持参又は郵送(簡易書留郵便)により令和8年3月12日までに必着のこと。
- (2) 受付時間 8時30分から17時00分まで(ただし12時00分から13時00分を除く)
- (3) 受付場所 上記3.(3)交付場所に同じ

## 5. 使用を許可する者の決定

- (1) 日時 令和8年3月13日 10時00分
- (2) 場所 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎 3階 会議室
- (3) 使用料として当局が算定した額以上で最高の価格を見積書により提案した者に使用を許可する。

## 6. 見積書の無効

公募参加に必要な資格のない者が提出した見積書、公募に関する説明書の条件に違反した見積書は無効とする。

## 7. 代金支払方法

当局歳入徴収官の発する納入告知書により指定期日までに納入するものとする。

## 8. その他

使用に必要な造成費その他一切の費用は使用者の負担とする。

以上公告する。

令和8年2月24日

九州財務局大分財務事務所長 橋本和樹